



第2回 スクール・パリ協定2021 基礎編＋現地イベント情報

WWFジャパン
気候・エネルギーグループ
田中 健

2021年10月22日（金）



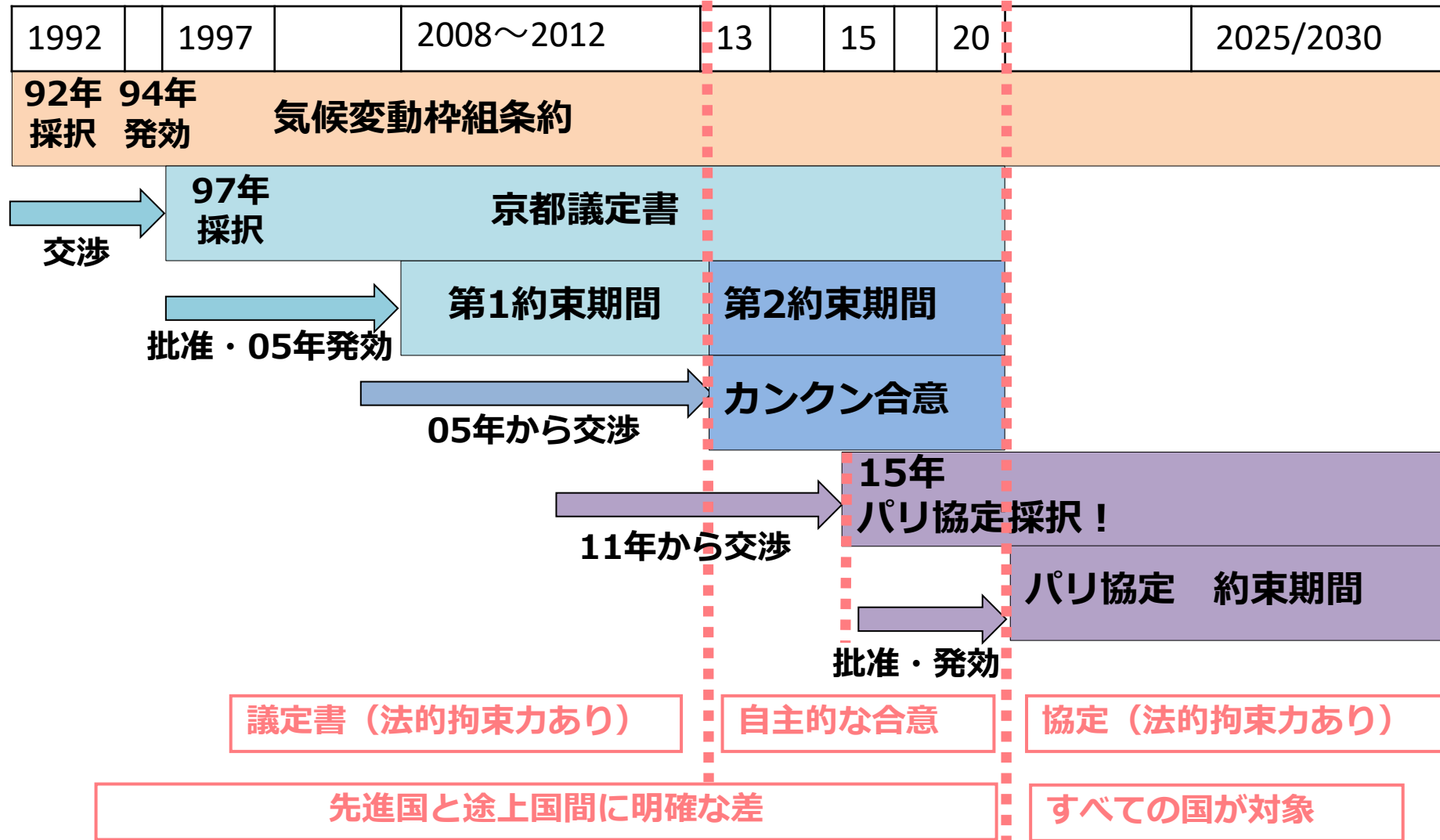
資料の項目

- 国際交渉と会議の全体像
- パリ協定
- 「1.5°C」と国別目標
- Race To Zero：ゼロを目指す非国家アクター
- COP26におけるイベント情報
- 参考：気候変動枠組条約～京都議定書

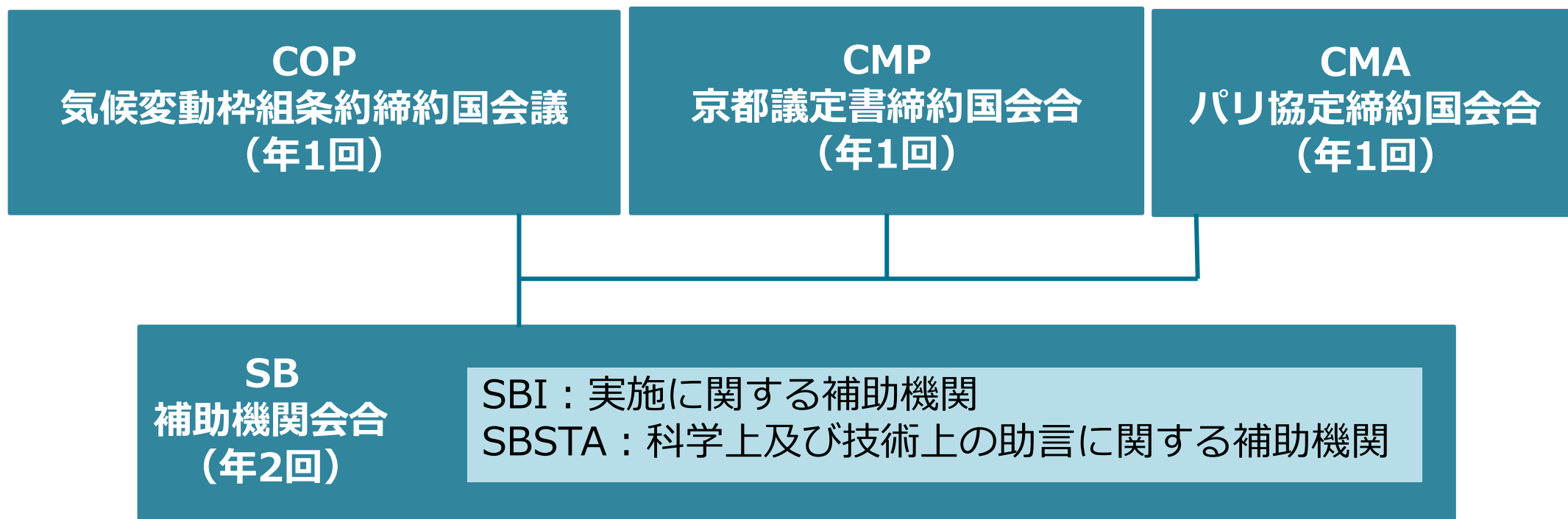


国際交渉と会議の全体像

気候変動に関する国際条約のあゆみ



国連気候変動会議の構造



それぞれの会議の役割

COP : 気候変動枠組条約締約国会議

気候変動枠組条約における最高意思決定機関。全ての条約締約国が参加し、条約の実施に関するレビューや各種決定を行う。年1回開催。

CMP : 京都議定書締約国会合

京都議定書に関する締約国会合。全ての議定書締約国が参加し、議定書の実施に関するレビューや各種決定を行う。年1回開催。

CMA : パリ協定締約国会合

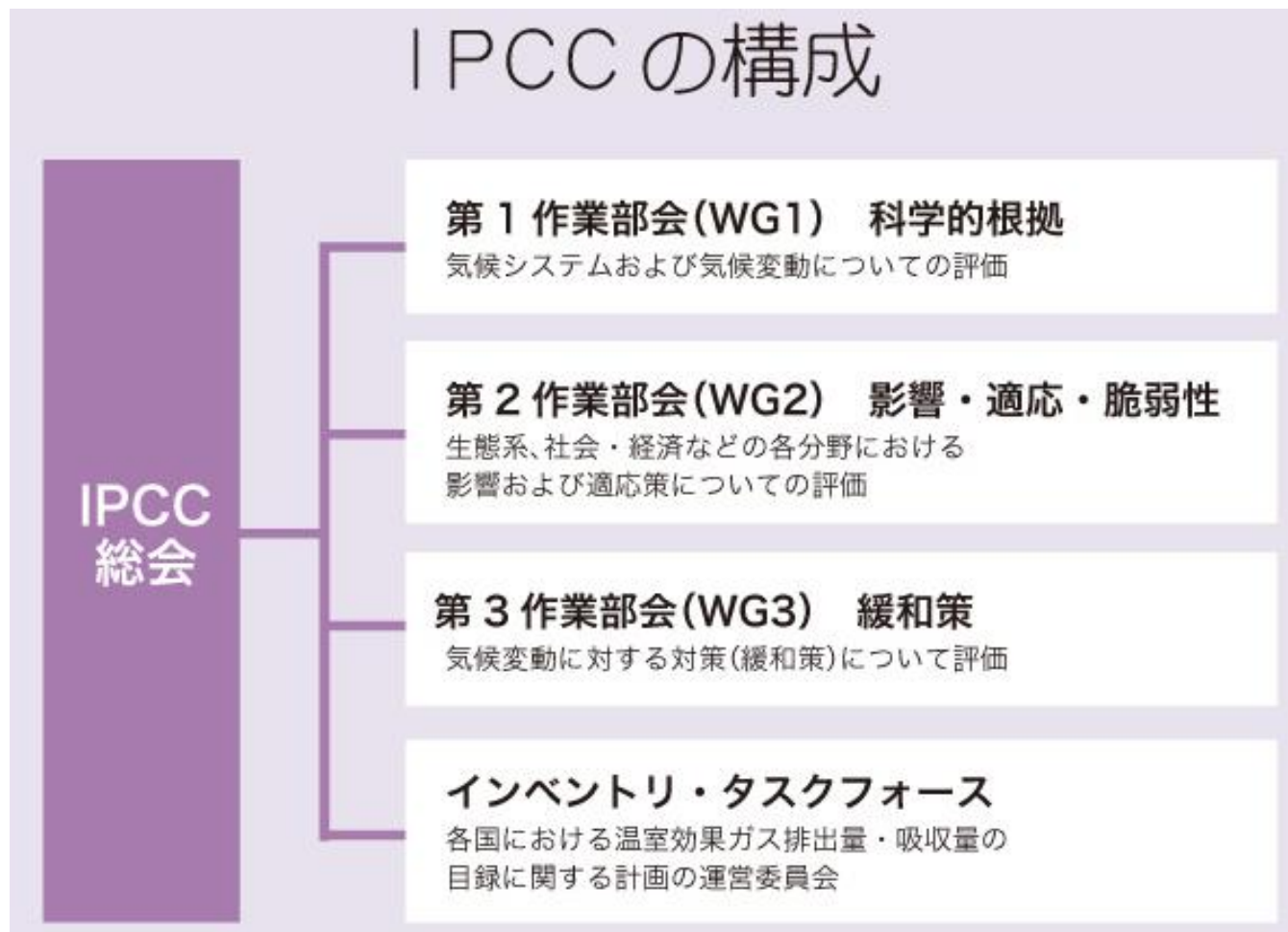
パリ協定に関する締約国会合。全ての協定締約国が参加し、協定の実施に関するレビューや各種決定を行う。年1回開催。

SB : 補助機関会合

「科学上及び技術上の助言に関する補助機関」(SBSTA)並びに「実施に関する補助機関」(SBI)の2つの補助機関の会合。SBSTAは条約及び議定書に関し、科学上及び技術上の情報及び助言を提供し、SBIは条約及び議定書の効果的な実施を評価及びレビュー。年2回開催。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織



IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

1988年	IPCC設立	世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）によって設立
		「人為起源の温室効果ガスがこのまま大気中に排出され続ければ、生態系や人類に重大な影響をおよぼす気候変化が生じるおそれがある」として、国連の気候変動に関する国際交渉に大きな影響
1990年	第1次評価報告書	IPCC（我々）の気候変化に関する知見は十分とは言えず、気候変化の時期、規模、地域パターンを中心としたその予測には多くの不確実性がある
1995年	第2次評価報告書	事実を比較検討した結果、 識別可能な人為的影響が地球全体の気候に現れていることが示唆される
2001年	第3次評価報告書	残された不確実性を考慮しても、過去50年間に観測された温暖化の大部分は、温室効果ガス濃度の増加によるものであった 可能性が高い（66～90%の確からしさ）
2007年	第4次評価報告書	気候システムに温暖化が起こっていると断定 人為起源の温室効果ガスの増加で温暖化がもたらされた 可能性が非常に高い（90%以上の確からしさ）
2013年 ～2014年	第5次評価報告書	人間による影響が20世紀半ば以降に観測された温暖化の最も有力な要因であった 可能性が極めて高い（95%の確からしさ）
2021年 ～2022年	第6次評価報告書	人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには 疑う余地がない 。 大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れている

温暖化の国際交渉とIPCC

1992年	国連気候変動枠組条約 採択 初めての温暖化防止条約、しかし行動は自主的	1990年 第1次報告
1997年 COP3	京都議定書 採択 初めての法的拘束力のある削減目標を持った条約、ただし米離脱（2001年）、しかしボン合意	1995年 第2次報告
2005年 COP11/CMP1	京都議定書 発効 モントリオール会議 第2約束期間の目標の議論の場(AWGKP)と、米中を入れた対話の場が発足	2001年 第3次報告
2007年 COP13/CMP3	バリ行動計画 初めて米中を入れた2013年以降の新枠組みの正式な議論の場(AWGLCA)が発足	2007年 第4次報告
2009年 COP15/CMP5	コペンハーゲン合意 初めて米と途上国が削減目標/行動を公約、しかし採択に至らず留意に留まる	
2010年 COP16/CMP6	カンクン合意 コペンハーゲン合意を基に国連で採択！ただし法的拘束力については先送り	2013～14年 第5次報告
2011年 COP17/CMP7	ダーバン合意 第2約束期間の設定とすべての国を対象とした新枠組みの設立に合意	
2015年 COP21/CMP11	パリ協定 すべての国が参加する法的拘束力のある協定	
2018年 COP24/CMA1	パリ協定のルール決定 タラノア対話（促進対話＝パリ協定の目標引き上げの議論）	2018年 1.5度特別報告書
2021年 COP26/CMA3	パリ協定実施後初のCOP NDC引き上げが焦点（6条などの未決定ルールの決定）	2021年 第6次報告WG1



パリ協定

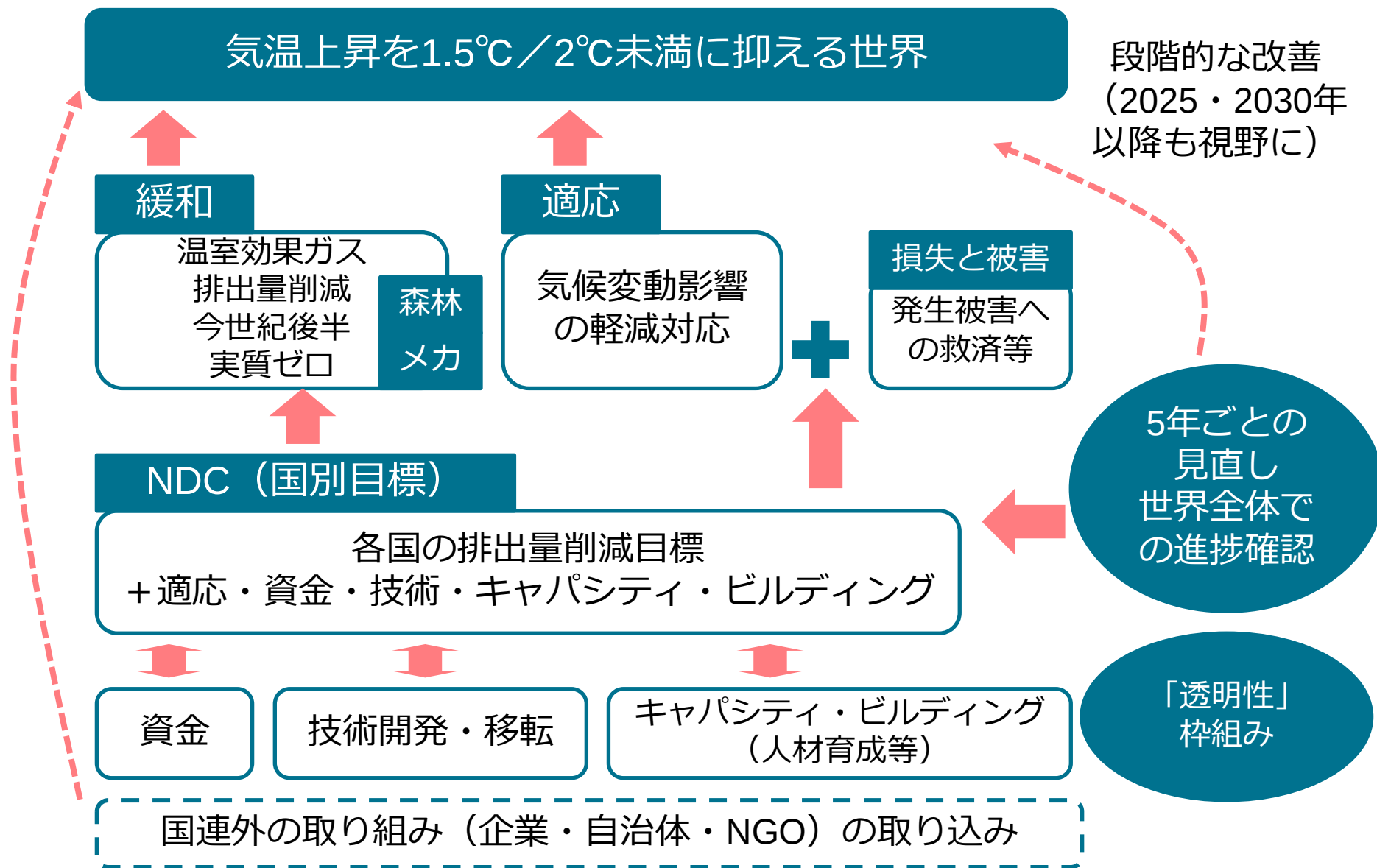
世界が脱炭素化に約束：パリ協定

2015年・COP21パリ会議 『パリ協定』 成立！

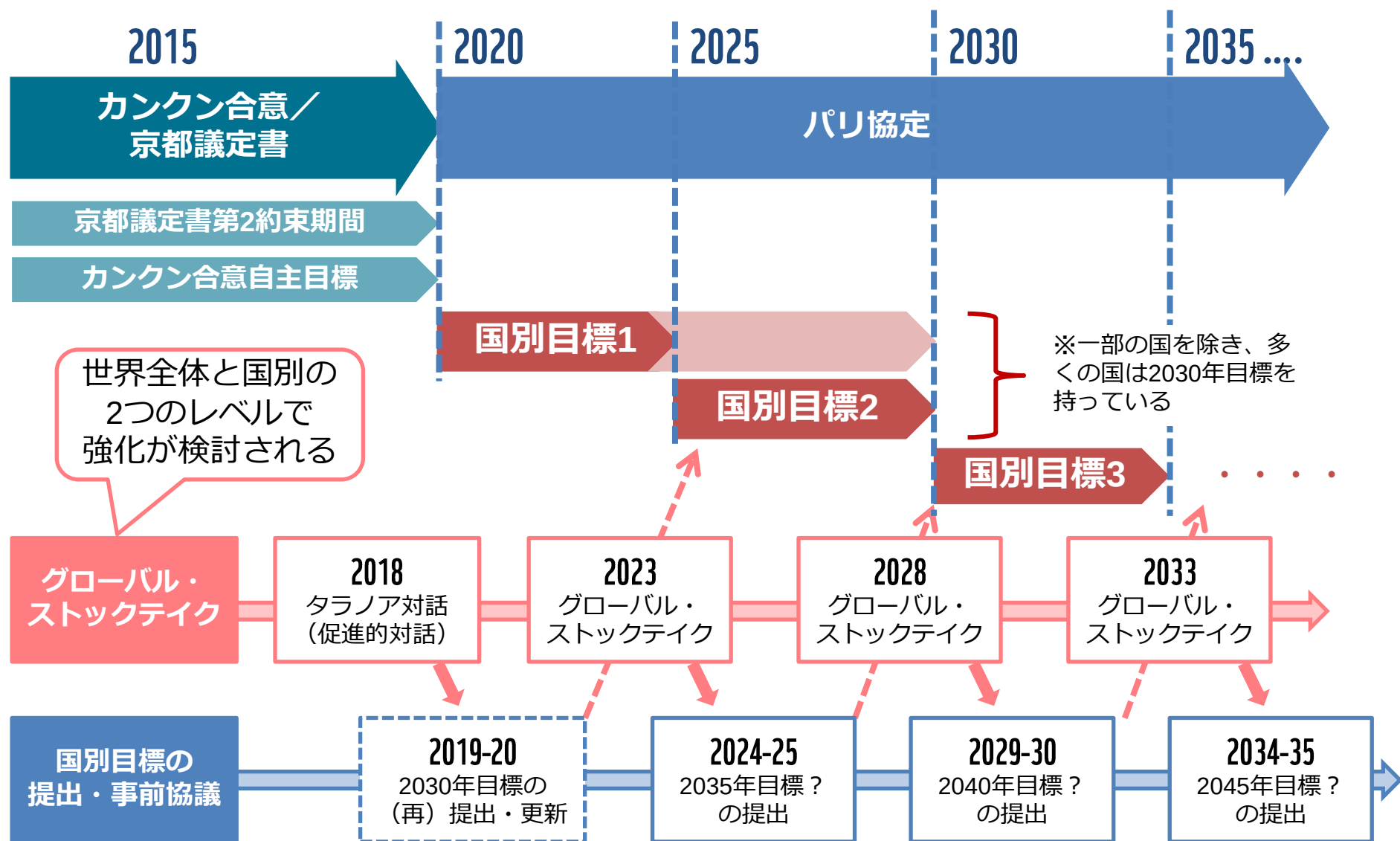


- ◆ 世界の平均気温上昇を**2度未満**に抑え、さらに**1.5度**に抑える努力を追求
- ◆ 世界全体で**今世紀後半には、人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロ**にしていく方向

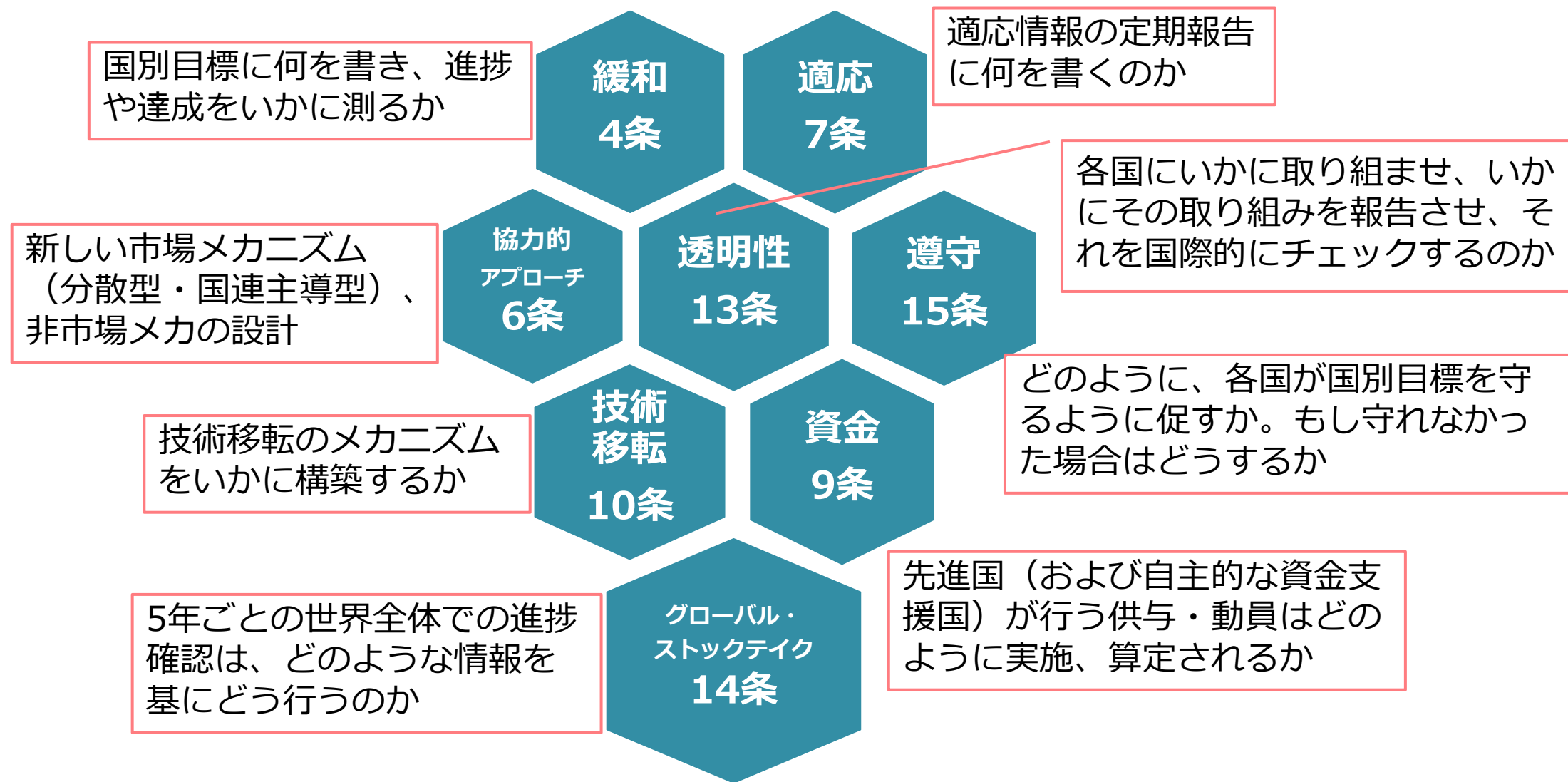
パリ協定の全体像



5年サイクルでの改善の仕組み



パリ協定ルールブック（実施指針）



パリ協定のポイント

- ・ **190カ国以上が合意した協定**

- 気候変動（地球温暖化）に対して、どのように国際社会が協力して対応するかを決めた国際条約

- ・ **「2℃より充分低く、できれば1.5℃に」**

- 平均気温の上昇（温暖化）を、産業革命前と比較して、2℃より充分低く、できれば1.5℃に抑えることを目指す

- ・ **脱炭素化**

- 今世紀後半には、排出量と吸収量が均衡するように、つまり実質的な排出量はゼロに

- ・ **法的拘束力、ただし目標達成は義務ではない**

- 本気で温暖化対策を進める意思を表すため、法的拘束力を持つ協定に。ただし、厳しすぎて協定から抜ける国を作らないために、目標達成は義務としなかった

- ・ **目標の進捗レビューと改善**

- 各国の目標の実施状況を報告させ、多国間で検証し、5年ごとに改善していく仕組みを採用

- ・ **支援は提供し、影響にも対応する**

- 「脱炭素化」に向けて支援を必要としている途上国にはそれを提供し、起きてしまう温暖化の影響にも対応する



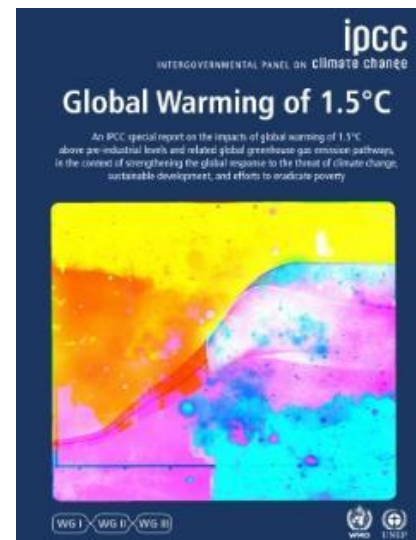
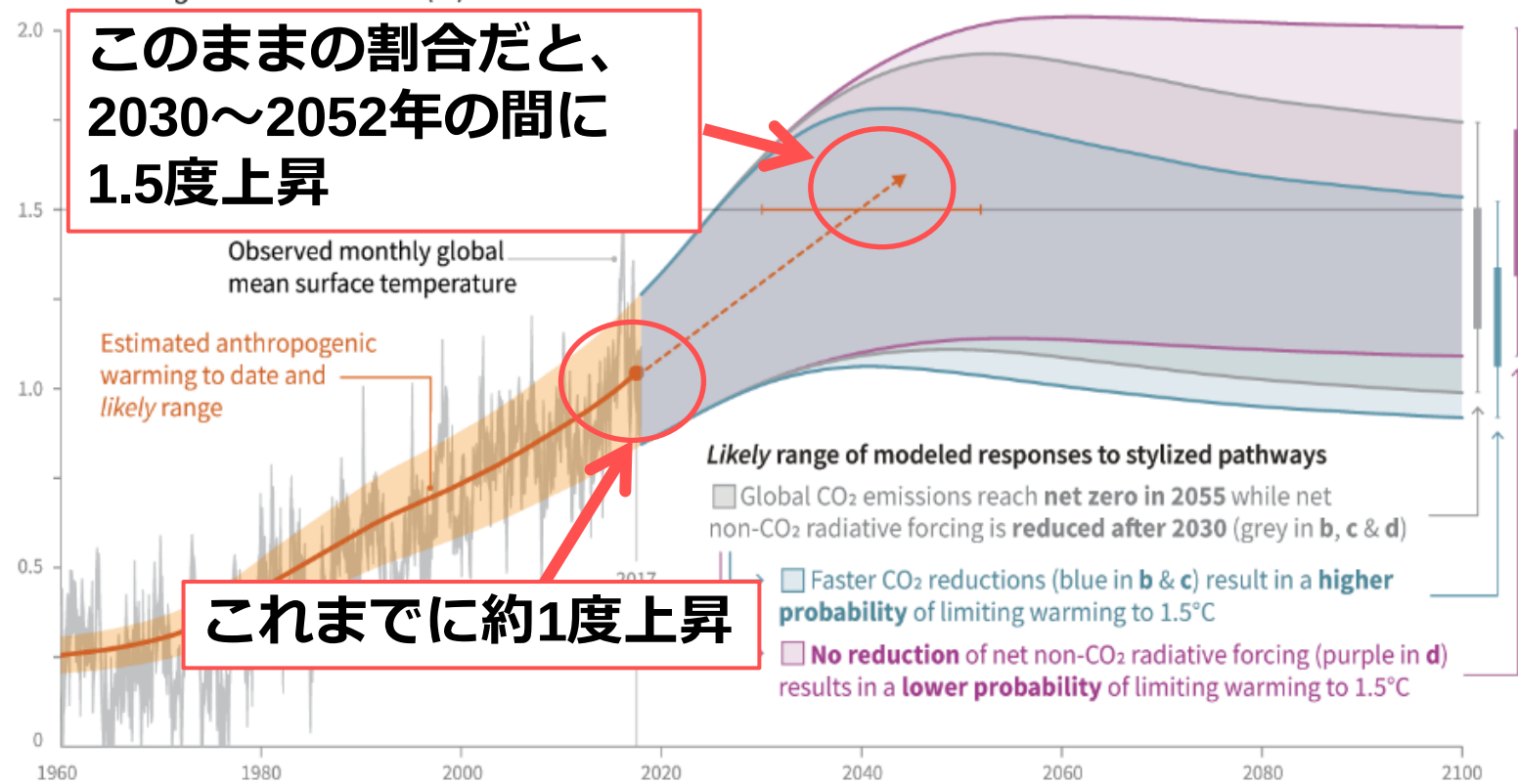
「1.5°C」と国別目標

流れを変えたIPCC 1.5℃特別報告書

気候変動による影響が2度と1.5度の気温上昇でどれくらい違うのかを科学的に報告

a) Observed global temperature change and modeled responses to stylized anthropogenic emission and forcing pathways

Global warming relative to 1850-1900 (°C)



2018年10月



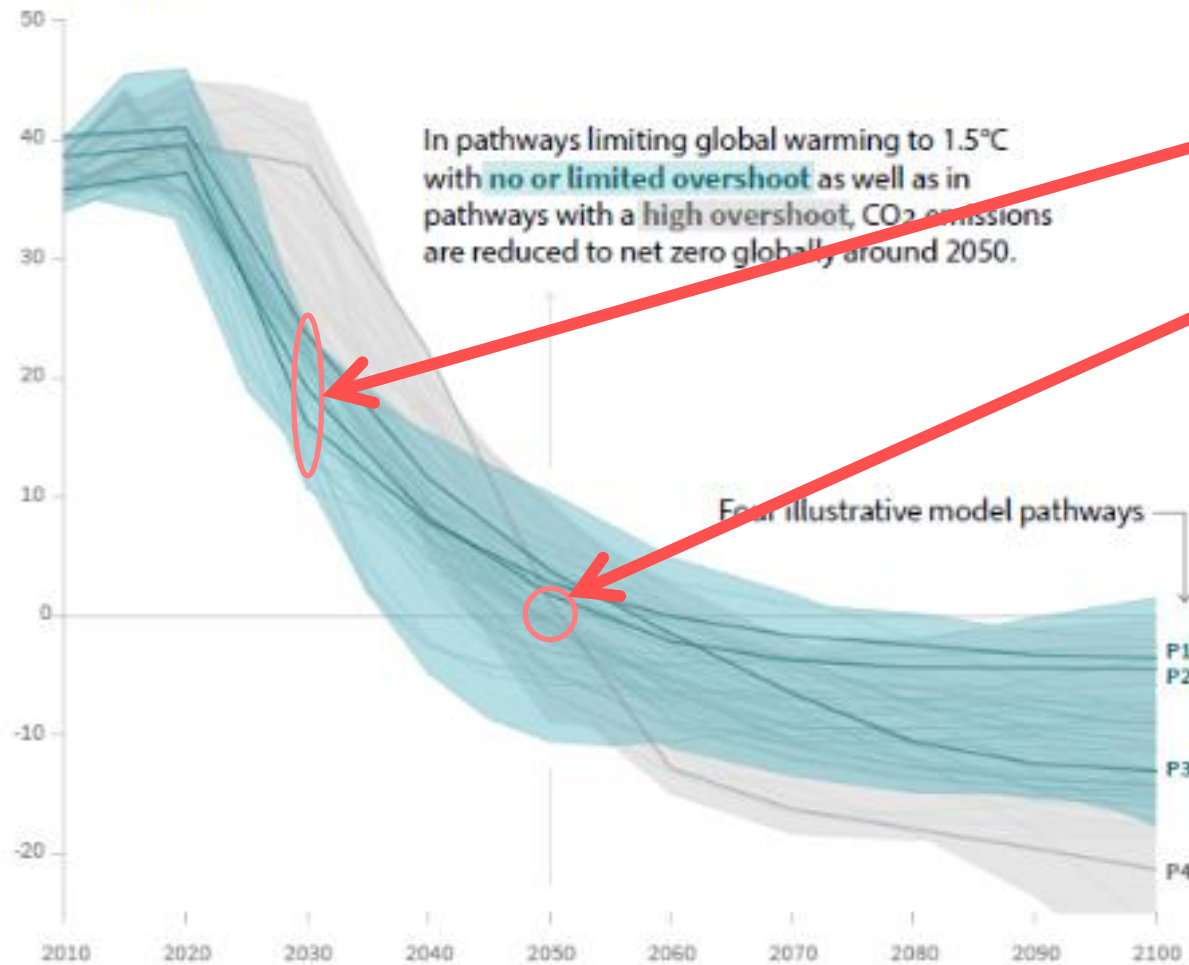
1.5度と2度の場合の影響比較

	1.5℃	2℃
熱波に見舞われる世界人口（少なくとも5年に1回）	約14%	約37% （約17億人増加）
洪水リスクにさらされる世界人口（1976~2005年比）	2倍	2.7倍
2100年までの海面上昇（1986~2005年比）	26~77 cm	1.5度に比べてさらに10cm高い。影響を受ける人口は最大1千万人増加
生物種	昆虫の6%、植物の8%、脊椎動物の4%の種の生息域が半減	昆虫の18%、植物の16%、脊椎動物の8%の種の生息域が半減
サンゴ	生息域70~90%減少	生息域99%減少
北極（夏場の海氷の消失頻度）	100年に1度	少なくとも10年に1度
海洋の年間漁獲高	150万トン減少	300万トン以上減少

世界は1.5°C = 2050年排出実質ゼロへ

Global total net CO₂ emissions

Billion tonnes of CO₂/yr



気温上昇を1.5度に抑えるためには

2030年に約45%削減

2050年に排出実質ゼロ

2°C目標から1.5°C目標へ
世界が舵を切り始めた

↓
国だけではなく、企業、投資家、
自治体、大学・研究機関など
あらゆるアクターに広がり



IPCC 1.5℃特別報告書のポイント

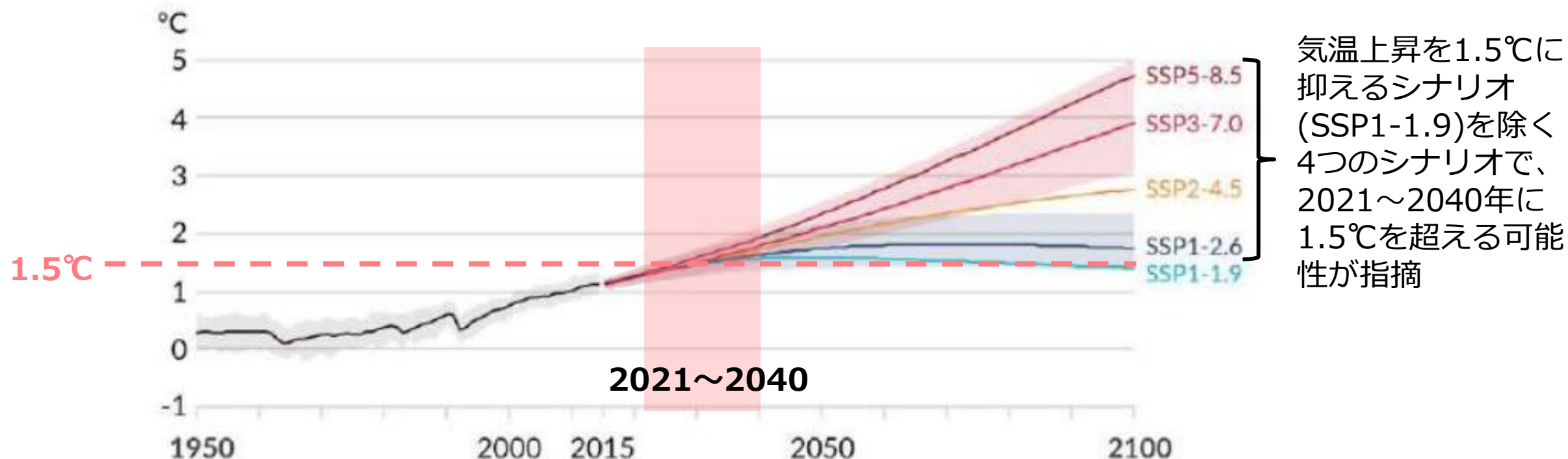
- 人間活動によって、産業革命前に比べて、すでに**約1度上昇**
- 現在のペースで排出量が増加し続けると、**2030～2052年の間に、1.5度に達する**見込み
- 1.5度の上昇で、現在よりも**かなりの悪影響**が予測。さらに1.5度と2度上昇の場合には、影響に相当程度の違い（robust difference）があり、**1.5度の方が安全**であることが明らか。
- 1.5度に抑えるには、世界の排出量を、**2030年に▲45%（2010年比）、2050年には実質ゼロ**にする必要がある。（2度のためには、2030年に▲20%（2010年比）、2075年に実質ゼロ）
- 1.5度に抑えることは可能だが、前例のないスケールで社会システムの移行が必要（**2050年に再エネ70～85%、石炭ゼロ**など）
- パリ協定に提出されている現状の**各国の目標では、3度の上昇**が見込まれる

IPCCが示した新たな科学的知見

第6次評価報告書 第1作業部会報告書

人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには**疑う余地がない**。
大気、海洋、雪氷 圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が 現れている

a) 1850～1900 年を基準とした世界平均気温の変化





IPCC第6次評価報告書 第1作業部会報告書 参考資料

◆ WWFジャパン 報告記事

<https://www.wwf.or.jp/activities/activity/4685.html>

◆ CAN-Japan 速報ウェビナー

<https://www.can-japan.org/events-ja/2892>

- 江守正多氏（国立環境研究所地球システム領域 副領域長） [資料](#)
- 小西雅子（WWFジャパン） [資料](#)

◆ 気候変動イニシアティブ（JCI）ウェビナー

- 木本 昌秀（国立環境研究所 理事長） [資料](#)

◆ 気候変動アクション日本サミット2021講演

石井 雅男（気象庁気象研究所 研究総務官） [資料](#)

◆ 気象庁 政策決定者向け要約（SPM）の暫定訳

<https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ipcc/ar6/index.html>

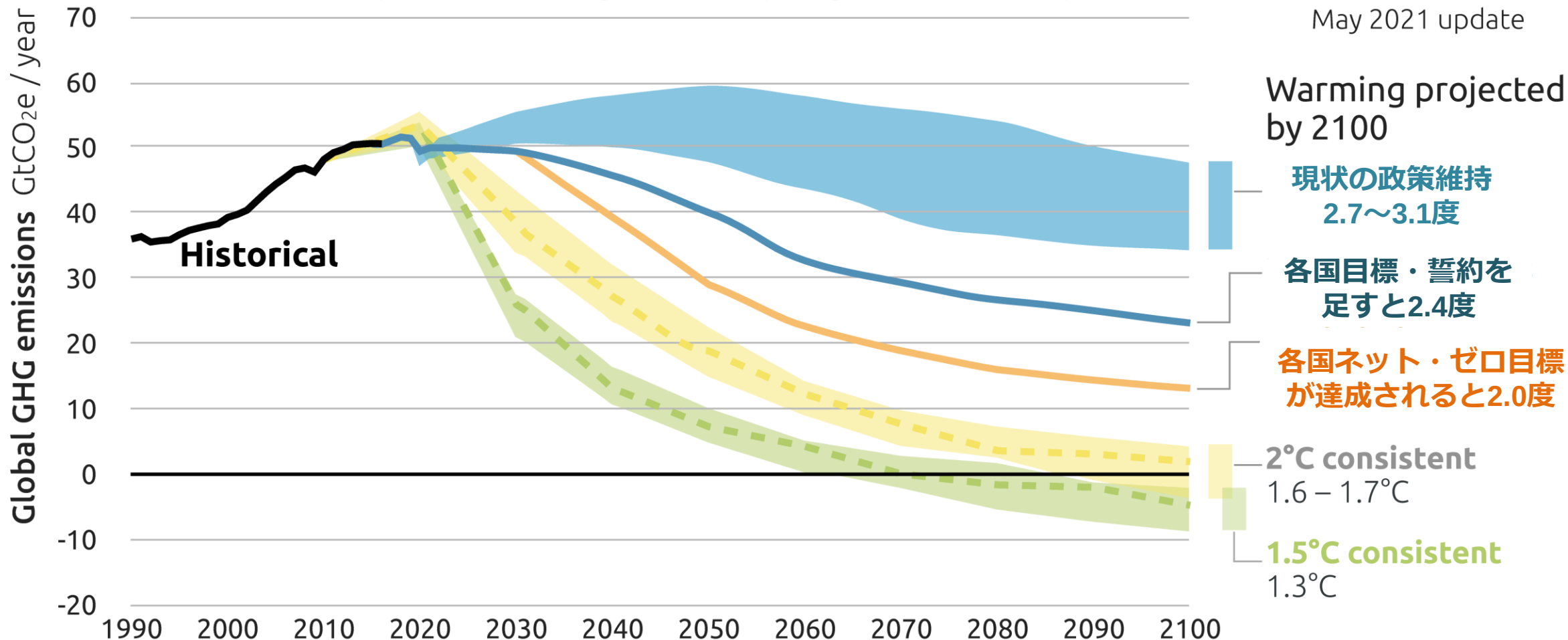
目指している所と現状のギャップ

2100 WARMING PROJECTIONS

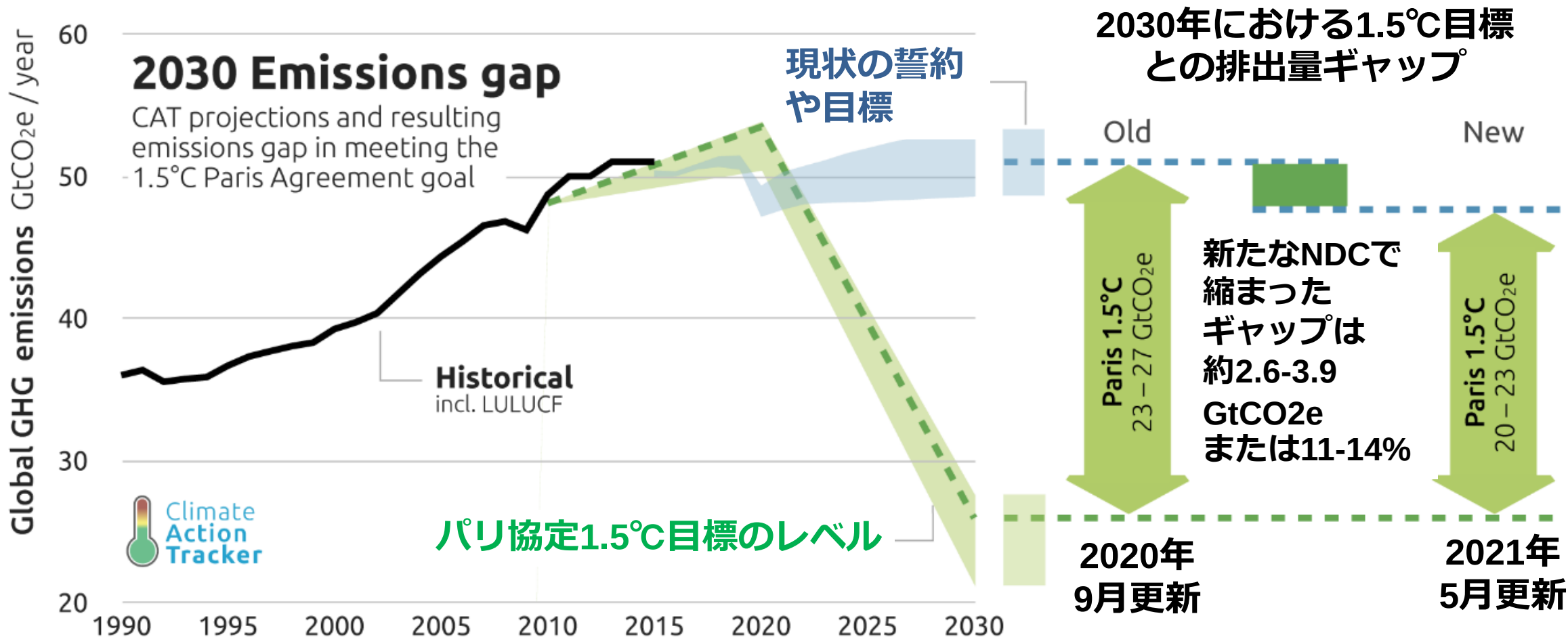
Emissions and expected warming based on pledges and current policies



May 2021 update



目指している所と現状のギャップ



COP26までに各国NDCの大幅な引き上げが呼びかけられている

パリ協定における主要国の削減目標

各国NDCの引き上げが1.5℃目標の達成に重要な役割

	GHG削減目標			
	カーボンニュートラル	2030年	基準年	
EU	2050	▲55%	1990	
イギリス	2050	▲68%	1990	2035年までに78%
フランス	2050	▲40%	1990	
ドイツ	2050	▲65%	1990	2045年ネットゼロ 2040年に88%
アメリカ	2050	▲50～52%	2005	
中国	2060	2030年までにCO2排出量を減少に 2030年にGDPあたりCO2排出量を2005年比65%以上削減		
日本	2050	▲46% (50%を目指す)	2013（年度）	



Race To Zero : ゼロを目指す非国家アクター

2050年ネットゼロ宣言の急増 – 気候野心同盟

IPCCの1.5℃特別報告書の発表以降、2050年ネットゼロ宣言が急増



- 2019年9月にニューヨークで開催された「国連気候行動サミット」で、COP25議長国のチリの主導により、**2050年ネットゼロ**に誓約する政府・非政府アクターが参加する「気候野心同盟: Climate Ambition Alliance」が発足
- 2019年12月COP25時点で、**120か国 とEU、15地域、398自治体、786企業、16投資家**が誓約

Race To Zero : 1.5°Cへのアクションを集結



ナイジェル・トッピング



ゴンザロ・ムニョス



世界中の企業や自治体、投資家、教育機関などの非政府アクターが、**2030年までに排出を半減し、2050年までに健全で公正なゼロカーボンの世界を作り出すため、直ちに行動を起こすことを誓約**し、集結する国際キャンペーン。気候行動ハイレベル・チャンピオンであるナイジェル・トッピングとゴンザロ・ムニョスがリードする。

出典：COP26 Climate Champions Team/駐日英国大使館資料より一部加工



Race To Zeroのねらい

パートナー

非政府アクターの1.5℃目標を支援する組織やイニシアティブ



←
目標実現の
後押し

各国NDCの強化
COP26
2021年11月@イギリス・グラスゴー

↑
政府目標引き上げプッシュ

→ **RACE TO ZERO**
非政府アクターの1.5℃
目標を達成する取り組
みを一同に集結



30



JCI Race To Zero Circleメンバー

(50音順、2021年10月13日現在)

アサヒグループホールディングス株式会社	帝人株式会社
アスクル株式会社	デジタルグリッド株式会社
株式会社 ウェイストボックス	TERA Energy株式会社
H.U.グループホールディングス株式会社	東京都
エコワークス株式会社	株式会社 ニコン
株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ	日本電気株式会社
花王株式会社	株式会社 野村総合研究所
加山興業株式会社	PJP Eye株式会社
キリンホールディングス株式会社	株式会社 日立製作所
国際航業株式会社	前田建設工業株式会社
サントリーホールディングス株式会社	株式会社 まち未来製作所
ソニーグループ株式会社	株式会社 丸井グループ
大和ハウス工業株式会社	明治ホールディングス株式会社
株式会社竹中工務店	株式会社 リコー
千葉商科大学	



Race To Zero 参考リンク

- ◆ Race To Zeroパートナー一覧

<https://racetozero.unfccc.int/meet-our-partners/>

- ◆ Race To Zero参加メンバー一覧（国やパートナーでソート可能）

<https://racetozero.unfccc.int/join-the-race/whos-in/>

- ◆ 気候変動イニシアティブ（JCI）Race To Zero Circleページ（日本語）

<https://japanclimate.org/race-to-zero-circle/>

- ◆ JCI Race To Zero Circleメンバー一覧（日本語）

<https://japanclimate.org/actiontheme/theme11/?sector>



COP26におけるイベント情報



COP26におけるイベント情報まとめ

◆ 世界リーダーズサミット／The World Leaders Summit at COP26
ジョンソン首相の呼びかけで開催。11/1～2にかけて各国首脳級からの声明。

<https://unfccc.int/cop26/world-leaders-summit>

◆ Global Climate Action at COP 26
あらゆる非政府アクターによる多様なイベントが11/3-11/11にかけて開催

<https://unfccc.int/climate-action/global-climate-action-at-cop-26>

◆ Action Hub Events at COP 26
Global Climate Actionの一環として設営されるイベントスペース

<https://unfccc.int/climate-action/gca-events/action-hub-events-at-cop-26>

◆ High-Level Champions and Marrakech Partnership at COP26
Global Climate Actionの一環として、ハイレベルチャンピオンの主導により行われる非政府アクターの気候行動にフォーカスした様々なイベントを開催

<https://unfccc.int/climate-action/marrakech-partnership/marrakech-partnership-at-cops/high-level-champions-and-marrakech-partnership-at-cop26>

議長国テーマと非国家アクターテーマ

1週目：10月31日（日）～11月6日（土）							
	日	月	火	水	木	金	土
	10月31日	11月1日	11月2日	11月3日	11月4日	11月5日	11月6日
議長国テーマ		世界リーダーズサミット		金融	エネルギー	ユース・市民の強化	自然
HLC&マラケシュ		ハイレベルイベント？ Race To Zero？		金融	エネルギー 石炭(PPCA)？	水／海洋・沿岸地域	土地利用
2週目：11月7日（日）～11月13日（土）							
	日	月	火	水	木	金	土
	11月7日	11月8日	11月9日	11月10日	11月11日	11月12日	11月13日
議長国テーマ		適応、損失と被害	ジェンダー 科学とイノベーション	輸送・交通	都市、地域、建造環境		
HLC&マラケシュ		レジリエンス	産業	輸送・交通	都市、地域、建造環境 ハイレベルイベント？		

脱石炭連盟 : Powering Past Coal Alliance (PPCA)

- ✓ 石炭火力発電の段階的廃止をめざす国・地域・企業のグローバルな連合
 - 既存の石炭火力発電を段階的廃止、新規建設停止（CCSなしの場合）
 - ビジネス等は石炭なしの事業にコミット
 - 海外への石炭火力発電への支援をやめる
- ✓ カナダ・英国が主導。COP23会期中の11月16日に25ヶ国・地域で発足
- ✓ 現在、41ヶ国、41地方政府、55企業が参加
- ✓ 2021年3月、日本からは初めてかつ唯一、京都市が参加



COP26に向けて、ジョンソン首相が各国に石炭火力廃止の決定を要請していることから、PPCAとしても何かアクションを起こす可能性

COP26ジャパン・パビリオン



◆ COP26ジャパン・パビリオン 環境省報道発表
別紙にて、現時点での展示、イベントスケジュールあり

<https://www.env.go.jp/press/110105.html>

◆ COP26ジャパン・パビリオンウェブサイト（10/25以降イベント情報などを公開予定）

<http://copjapan.env.go.jp/cop/cop26/>

気候変動イニシアティブ（JCI）関連イベント

「今こそゼロへ、気候危機に挑む日本の非政府アクターたち」

日時：2021年11月8日（月）15時～16時半（現地時間）

場所：COP26ジャパンパビリオン内セミナー会場

主催：気候変動イニシアティブ（JCI）

Race To Zeroに参加する企業、投資家を含む気候変動イニシアティブのメンバーが、1.5度目標、すなわち2050年までの脱炭素社会の実現に向けた自身の取り組みを紹介。それぞれのセクターの視点から、今、気候危機に挑むことの重要性について議論します。

ジャパン・パビリオンによるYoutube配信および後日環境省Youtubeチャンネルにてアーカイブ配信予定

詳細は来週以降、JCIウェブサイトでお知らせします。

<https://japanclimate.org/news-topics/cop26/>



COP25でのイベントの様子©気候変動イニシアティブ

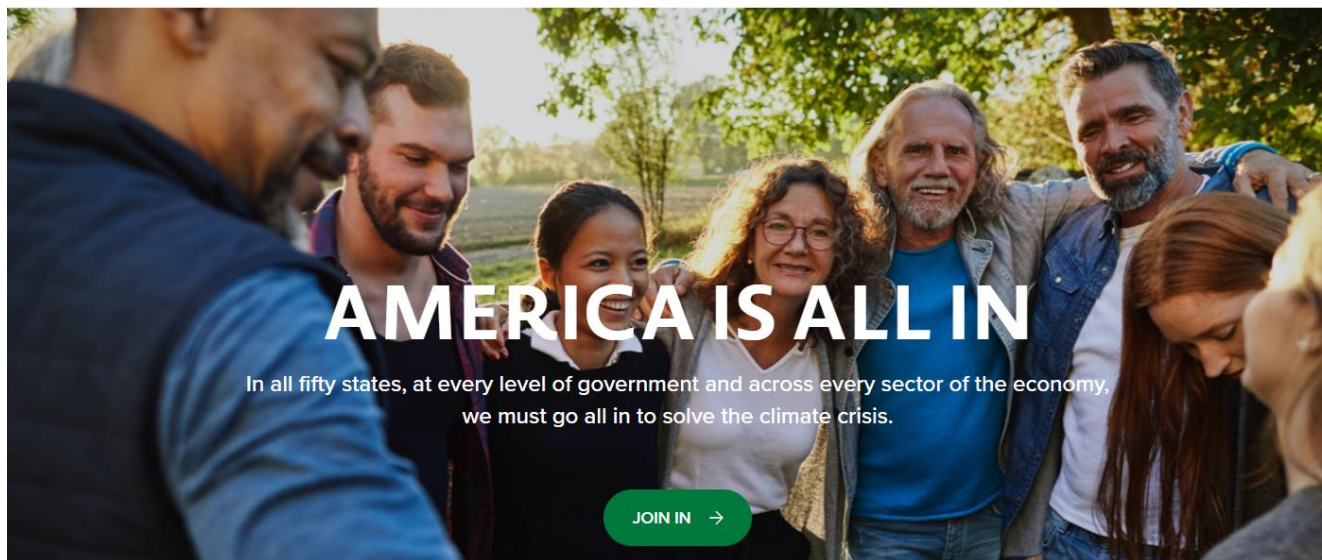
US Climate Action Center (US気候行動センター)

アメリカがパリ協定に復帰した
ことをCOP会場でアピール



AMERICA IS
ALL IN

[Home](#) [About](#) [Statement](#) [Reports & News](#) [Events](#)



u.s. Climate
Action Center
#WEARESTILLIN

US Climate Action Center Background:

Two years ago, US cities, states, tribes, businesses, faith groups, universities, and others asserted their power as American climate leaders. Stepping in for the federal government, their presence at major international events has been a key component of a mission to

<https://www.wearestillin.com/>



気候変動イニシアティブ（JCI）関連イベント

「みんなでネットゼロへ:社会全体の取り組みはどのように
レーストゥゼロを加速することができるか」

日時：2021年11月8日（月）12時半－14時（現地時間）

場所：US気候行動センター

主催：Alliances for Climate Action
（Race To Zeroとのコラボレーション企画）

「この10年を共に：協働は私たちをどのように誓約から実
行へ導くか」

日時：2021年11月9日（火）12時半－14時（現地時間）

場所：US気候行動センター

主催：Alliances for Climate Action

詳細は来週以降、JCIウェブサイトでお知らせします。

<https://japanclimate.org/news-topics/cop26/>



COP25でのイベントの様子©気候変動イニシアティブ



ご清聴ありがとうございました

これからもご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます

<http://www.wwf.or.jp/join/>

<http://shop.wwf.or.jp>



参考：気候変動枠組条約～京都議定書



気候変動枠組条約の基本原則

世界が協力して温暖化防止に取り組むための約束（92年採択、94年発効）

予防原則

温暖化が人間活動によるものかどうか科学的に100% 証明されていなくても、重大で取り返しのつかない影響が予想される場合には予防的に対策を実施すべきという考え方

共通だが差異ある責任原則

温暖化を防ぐ責任は世界共通に負うが、現在生じている温暖化は、先に開発が進んで温室効果ガスを排出し続けてきた先進国が重い責任を負うという考え方
→京都議定書において、先進国が法的拘束力のある削減目標を持つことになった経緯。一方、途上国は削減行動を定めることになっている。



京都議定書の第1約束期間

実質的な温室効果ガス削減につながる法的拘束力をもつ約束
(97年採択、05年発効)

第1約束期間（2008年～2012年）

- ✓ 基準年（1990年）比で約5%の温室効果ガス排出量削減が目標
- ✓ 先進国（OECD加盟により区分）のみに削減行動を義務付け
- ✓ 日本は6%、アメリカは7%、EUは8%の削減を約束
- ✓ しかし、アメリカが2001年に京都議定書から離脱

【一番の功績】

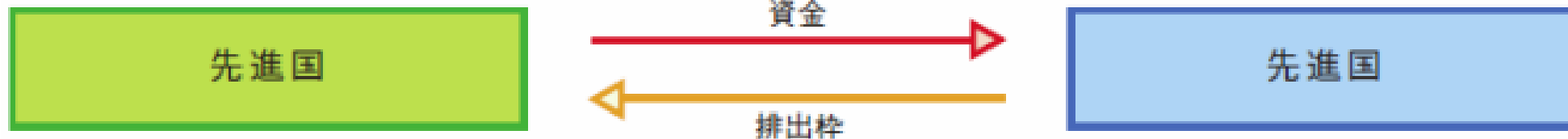
温暖化対策のための世界共通のルールを確立

京都議定書のルール

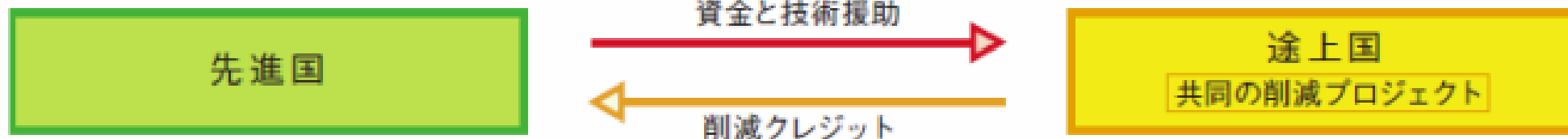
「炭素売買」 関連	【京都メカニズム】 削減目標を持つ先進国 が自国で削減する以外に 目標を柔軟に達成するた めの仕組み	排出量取引 (ET)	削減義務を持つ先進国同士が割り当てられ た「排出枠」を売買する
		クリーン開発メカニズム (CDM)	先進国が資金と技術を提供しながら途上国 で排出削減プロジェクトを行い、何も対策 を行わない場合よりも削減することができ たとみなす量を「削減クレジット」として先 進国が目標達成に使える
		共同実施 (JI)	先進国 2 カ国が削減プロジェクトを行い、 「削減量」を分配する
その他の 仕組み	吸収源	田畑や森林など、CO ₂ を吸収する生態系のこと。国内の吸収源が吸収する量を、その国の削減量として組み込める	
	資金援助	途上国が温暖化の被害に対処（「適応」という）できるように資金援助を行う。「適応ファンド」と呼ばれるものなどがある	

京都議定書：経済活動としての温暖化対策

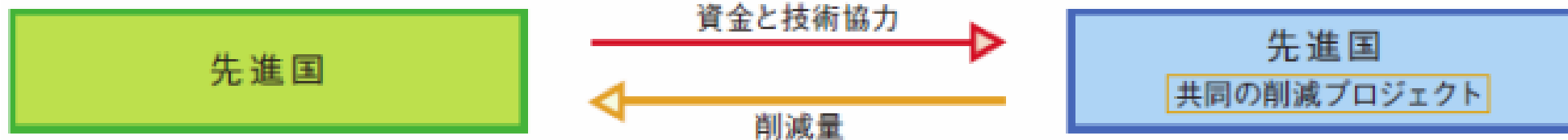
排出量取引制度 (ET)



クリーン開発メカニズム (CDM)



共同実施 (JI)



コペンハーゲン合意（2009年 COP15）

- ✓ 京都議定書が発効までに長期間を要したことを踏まえ、COP15では京都議定書の第1約束期間が終わる2013年以降の次期枠組み「ポスト京都議定書」を採択することが期待されていた。
- ✓ 先進国と途上国の会議の進め方に関する意見の不一致などにより、交渉は難航。
- ✓ その結果、約30か国という一部の国々により「コペンハーゲン合意」がまとめられたが、他国からの合意プロセスに対する反発により、結果的にはコペンハーゲン合意に「留意する」ととどまった。
- ✓ 合意の主な内容は、
 - ①先進国は2020年までの削減目標を、途上国は削減行動を提出すること。
 - ②先進国・途上国による削減は、測定・検証・報告する仕組（MRV）のもとで行われること。
 - ③途上国の削減行動・適応を資金的・技術的に援助する仕組みを立ち上げ、先進国は2012年までに300億ドルに近づく支援を共同で行い、2020年までに年間1,000億ドルの資金動員目標を約束すること



カンクン合意（2010年 COP16）

- ✓ 各国が“自主的に”2020年までの排出削減目標を掲げて実施していくことでカンクン合意を採択
- ✓ コペンハーゲンでの経験から、国際的には交渉の進捗が心配された中、議長の手腕により、採択にこぎつけた。
- ✓ アメリカを含む先進国による削減自主目標の公表
- ✓ 中国、インド、ブラジルなどの主な途上国のほとんどが削減自主行動を国際的に公表
- ✓ アメリカ・途上国の削減量を国際的に算定・報告・検証する仕組み（MRV, ICA, IAR）の立ち上げを決定
- ✓ 途上国の削減行動・適応を資金的・技術的に援助する仕組みGreen Climate Fund(GCF)・Climate Technology Center (CTC) などの立ち上げを決定
- ✓ 京都議定書の第2約束期間を設定するか、新たな次期枠組みの立ち上げかについては先送り



ダーバン・パッケージ（2011年 COP17）

- ✓ 全ての国を対象とした、2020年以降の新たな法的枠組みを作る交渉が行われた。
- ✓ 日本・カナダ・ロシアは京都議定書の第2約束期間に削減目標を持たないことを明示し、途上国から先進国への反発。
- ✓ 中国やインドなどの新興途上国は、法的拘束力のある枠組みに取り込まれないよう抵抗。
- ✓ EUは、2020年以降の新たな枠組みを作ることを前提に、第2約束期間に残ると主張。
- ✓ 難航した交渉の結果、ダーバン・パッケージに合意。
 - ①京都議定書第2約束期間（EUが他の主要国の新法的枠組み参加を条件に受け入れ）
 - ②すべての国を対象とする法的枠組みを2015年に採択（2020年以降に発効を予定する）
 - ③緑の気候基金（GCF）＝途上国の緩和・適応・技術援助に必要な資金の運営機関
 - ④カンクン合意（測定・報告・検証制度(MRV)や適応 など）の実施



京都議定書の第2約束期間

第2約束期間（2013年～2020年）

- ✓ 先進国・途上国間の不公平感から日本、ニュージーランド、ロシアが離脱
- ✓ カナダは京都議定書から離脱
- ✓ 対象はEU、オーストラリアやその他ヨーロッパ諸国
- ✓ 離脱国は、削減義務を負わないがカンクン合意により自主的に取り組む
- ✓ EUは、他の主要国が同等の削減努力をすることを条件に、第2約束期間に目標を持つ